

無形文化遺産の保護に関する第9回政府間委員会における議論の概要と今後の課題

二 神 葉 子

1. はじめに

UNESCOの無形文化遺産の保護に関する条約（略称：無形文化遺産保護条約）は2003年の成立から10年余りが経過し、締約国は2014年5月15日現在で161カ国に達している。1972年に成立した世界遺産条約に比べればその歴史は浅い。しかし、上記のような締約国の数や、2009年から2014年にすでに224件が代表一覧表に記載されていることから¹⁾、無形文化遺産保護条約が国際社会における知名度を得ている様子を見て取ることができる。日本人にとっては、2013年の「和食：日本人の伝統的な食文化」の代表一覧表への記載が記憶に新しい。この、代表一覧表への記載をはじめとした無形文化遺産保護条約の実践に関する審議が行われるのが「無形文化遺産の保護に関する政府間委員会（以下、政府間委員会）」で、現在までに9回が開催されている。ここでは、2014年11月24日～28日に開催された第9回政府間委員会について、第2章で議論の概要を紹介し、第3章では議論から見えた課題を提起するとともに、文化遺産の専門家・専門機関が行う今後の取り組みについて考察する。

2. 無形文化遺産の保護に関する第9回政府間委員会

無形文化遺産の保護に関する第9回政府間委員会は、2014年11月24日～28日にフランス・パリにあるUNESCO本部で開催された²⁾。議長は、José Manuel Rodríguez Cuadros氏（ペルー）、全ての議事を記録・報告するラポラトゥールはAnita Vaivade氏（ラトビア）、委員国の中からUNESCOの選挙グループごとに1カ国ずつが選ばれる副議長国はベルギー、ラトビア、キルギス、ナミビア、エジプトである。政府間委員会で議決権のある委員国は、全締約国の中から総会で24カ国が選ばれ、任期は4年間で2年ごとに半数が入れ替わる。この委員会では下記のとおりであった。

グループⅠ（西欧および北米地域）：ベルギー、ギリシャ、トルコ

グループⅡ（中・東欧地域）：ブルガリア、ハンガリー、ラトビア

グループⅢ（ラテンアメリカ・カリブ地域）：ブラジル、ペルー、セントルシア、ウルグアイ

グループⅣ（アジア太平洋地域）：アフガニスタン、インド、キルギス、モンゴル、韓国

グループⅤ(a)（アフリカ地域³⁾）：コンゴ、コートジボワール、エチオピア、ナミビア、ナイジェリア、ウガンダ

グループⅤ(b)（アラブ地域）：アルジェリア、エジプト、チュニジア

第9回政府間委員会の議題は表1に示す19件である。このうち、実質的な討議が行われた網掛けで示

表 1 無形文化遺産保護条約第9回政府間委員会 議事一覧

議題番号	議題名称
1	Opening of the session (委員会の開会)
2	Adoption of the agenda of the ninth session of the Committee (議事の採択)
3	Admission of observers (オブザーバーの承認)
4	Adoption of the summary records of the eighth session of the Committee (第8回政府間委員会議事録等の採択)
5.a	Examination of the reports of States Parties on the implementation of the Convention and on the current status of elements inscribed on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity (条約履行及び代表一覧表記載案件の現状に関する締約国の報告審議)
5.b	Examination of the reports of States Parties on the current status of elements inscribed on the List of Intangible Cultural Heritage in Need of Urgent Safeguarding (緊急保護一覧表記載案件の現状に関する締約国の報告審議)
5.c	Reports of States Parties on the use of international assistance from the Intangible Cultural Heritage Fund (無形文化遺産基金からの国際的援助の使用に関する報告審議)
6	Report by the Secretariat on its activities (事務局の活動報告)
7	Voluntary supplementary contributions to the Intangible Cultural Heritage Fund (無形文化遺産基金への自発的な追加的貢献)
8	Report on the audit of the governance of UNESCO and dependent funds, programmes and entities (UNESCO と従属する基金、事業及び関係団体の運営に関する外部監査報告)
9	Report of the Consultative Body on its work in 2014 (2014年の諮問機関の活動報告)
9.a	Examination of nominations for inscription on the List of Intangible Cultural Heritage in Need of Urgent Safeguarding (緊急保護一覧表記載への提案審議)
9.b	Examination of proposals for selection to the Register of Best Safeguarding Practices (ベスト・プラクティスの登録審議)
9.c	Examination of requests for International Assistance (国際的援助要請の審議)
10	Report of the Subsidiary Body on its work in 2014 and examination of nominations for inscription on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity (2014年の補助機関の活動報告及び代表一覧表への提案審議)
11	Establishment of the Evaluation Body for the 2015 cycle (2015年サイクルでの評価機関の設置)
12	Number of files submitted for the 2015 cycle and number of files that can be treated in the 2016 and 2017 cycles (2015年サイクルに提出された提案書の件数、2016年及び2017年サイクルで取り扱う提案書の件数)
13.a	Draft amendments to the Operational Directives on periodic reporting (定期報告に関する運用指示書の改訂案)
13.b	Expert meeting on safeguarding intangible cultural heritage and sustainable development (無形文化遺産保護と持続的発展に関する専門家会議)
13.c	Reflection on the referral option for the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity (代表一覧表の情報照会オプションの反映)
13.d	Evaluation of the implementation of previous decisions of the Committee in connection with the inscription of elements, selection of proposals to the Register of Best Safeguarding Practices, and approval of requests for International Assistance (案件の記載、ベスト・プラクティスの提案の採択及び国際的援助要請の承認に関連した、委員会の過去の決議の履行に関する評価)
13.e	Developing an overall results framework for the Convention (条約の枠組みの包括的な成果の発展)
13.f	Coordinated Culture Sector fundraising strategy (調和のとれた文化セクターのファンドレイジング戦略)
13.g	Advantages and disadvantages to Member States in synchronizing the meetings of culture Conventions (文化関連条約の会合の統合の締約国にとっての長所と短所)
13.h	Exchange of experiences, cooperation and synergies between UNESCO's culture Conventions (UNESCOの文化関連条約の経験交流、協力及び相乗効果)
14	Accreditation and evaluation of non-governmental organizations (NGOの適格性認定及び評価)
15	Date and venue of the tenth session of the Committee (第10回委員会開催時期及び場所)
16	Election of the members of the Bureau of the tenth session of the Committee (第10回委員会ビューローメンバー選出)
17	Other business (その他)
18	Adoption of the List of Decisions (決議リストの採択)
19	Closure of the session (委員会の閉会)

す議題について、以下にその概要を述べる。

2-1 諮問機関・補助機関の活動について（議題9、10）

緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表（以下、緊急保護一覧表）記載への提案、無形文化遺産保護のベスト・プラクティス（以下、ベスト・プラクティス）、25,000ドル以上の国際的援助要請は、政府間委員会が認めた認定NGOから選ばれた専門家6名及び個人の専門家6名から構成される「諮問機関(Consultative Body)」により検討・勧告が行われ、政府間委員会で審議が行われる（議題9）。

緊急保護一覧表への記載へは8件が提案され、うち下記の3件が記載を勧告・決議された。

- ・ Isukuti dance of Isukha and Idakho communities of Western Kenya（ケニア西部のイスカ族とイダコ族のイスクティ舞踊）（ケニア）
- ・ Male-child cleansing ceremony of the Lango of central northern Uganda（ウガンダ中北部のランゴの男児の洗浄の儀式）（ウガンダ）
- ・ Mapoyo oral tradition and its symbolic reference points within their ancestral territory（マヨボ語の口承と彼らの祖先の領地内の象徴的な基準点）（ベネズエラ）

ベスト・プラクティスでは4件の提案のうち1件「Safeguarding the carillon culture: preservation, transmission, exchange and awareness-raising（カリヨン文化の保護：保全、伝承、交流及び認識の向上）」（ベルギー）が採択を勧告・決議された。不採択を勧告されたものの審議に臨んだインドネシアの提案「Creation of a cultural space for safeguarding, development and education in intangible cultural heritage at Beautiful Indonesia in Miniature Park（ビューティフル・インドネシア・ミニチュア・パークでの無形文化遺産の保護、発展及び教育のための文化空間の創造）」は、インドネシアの広範囲に分布する多様な無形文化遺産の様相をよく表現しているとして一部の委員国が採択を支持、決議の修正案が提案された。しかし、修正案を明確に支持する委員国の数は24カ国中9カ国で、多数とはいえないとの議長の判断で不採択となった。この過程では、政府間委員会の場での質問への回答を決議に反映するかどうか議論となり、締約国が疑問に答えたため採択すべきであるとの主張がある一方で、政府間委員会の場での発言ではなく提案書の内容のみを根拠にして決めるべきで、また諮問機関の専門性を尊重すべきであるとの意見が対立した。

25,000ドル以上の国際的援助の要請については、2件の申請のいずれも諮問機関から不承認が勧告された。しかし、スーダンからの案件「Documentation and inventory of intangible cultural heritage in the Republic of the Sudan（スーダン共和国の無形文化遺産の記録作成及びインベントリー化）」は、締約国の実情に配慮して委員国から承認を求める意見が相次いだため要請が承認された。ただし、締約国から提出された申請書の内容が過去の政府間委員会で承認された案件のものと酷似していた。そのため、援助が承認される基準を書類上客観的に満たしているとはいえ、緊急にインベントリーを作成する必要があるスーダンの状況を鑑みた、今回限りの特殊事情であることが決議に付記された。ところで、今回検討の対象となった国際的援助の要請の件数が2件、承認の勧告を受けた要請がゼロと少ないのは、手続きの複雑さに問題があるのではないかと委員国から出た。これに対しては事務局から、25,000ドル未満の支援要請は13件が採択されており、キャパシティビルディングという

支援手法もある。手続きは複雑とはいえ、いずれを選ぶかも締約国の自由である、との発言があった。事務局から指摘された提案書の内容の問題については、作成について事務局からの締約国への支援を要望する一方で、何を優先すべきか締約国自身で検討すべきであるとの意見もあった。

人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（以下、代表一覧表）への記載の提案は、委員国から選出された6カ国からなる「補助機関（Subsidiary Body）」による検討・勧告が行われ、政府間委員会で審議される（議題10）。今回、補助機関は検討の対象となった46件のうち、32件に記載、6件に情報照会、8件に不記載を勧告した。このうち、情報照会勧告を受けた案件2件が記載、不記載勧告を受けたものの提案を取り下げなかった1件（Alardhah Alnajdiyah, Saudi Arabia dance, drumming and poetry（アル＝アラダン・アル＝ナジドヤー、サウジアラビアのダンス、太鼓と詩））が情報照会を決議され、その結果、今回の政府間委員会で記載を決議された案件は34、情報照会が5、取り下げが7となった。記載が決議された34件の案件のうち1件は日本から提案された「和紙：日本の手漉和紙技術」である。これは、すでに代表一覧表に記載されていた「石州半紙」に「本美濃紙」と「細川紙」を追加するもので、自国の記載済案件への追加という、複数国によらない単独国のシリアル記載は初めての例である。

情報照会が勧告された「Torch festival of the Yi people（彝族のたいまつ祭り）」では、闘鶏など動物を戦わせる要素が案件に含まれることに関して、締約国の説明が不足しているとの指摘があった。このことに対しては、ある文化による基準を他の文化に適用して評価することの危険性を指摘する委員国がある一方で、補助機関の指摘の通り、動物の戦いの意味に関する提案書での説明が足りないとして再提案を支持する委員国もあった。また、提案した中国は、動物の戦いは動物を尊重する儀式であって娯楽ではないなどと説明したものの、記載との改訂案は多数の委員国の支持を受けてはいないとして、情報照会が決議された。前述の「Alardhah Alnajdiyah, Saudi Arabia dance, drumming and poetry」も、戦いに関連しているとして不記載が勧告された。戦いに関連しているだけでなく、提案書には他にも不備が多いことは委員国、締約国とも認めていた。しかし、戦いとの関連に関しては、たしかにかつては戦争の勝利を祝う意味合いがあったものの、現在は演じられる状況が婚礼などに変化している、との締約国の説明が受け入れられ、情報照会が決議された。

なお、補助機関は審査での情報照会オプションの適用に対する困難を指摘した。情報照会オプションの適用方法については、後述する議題13.cで審議が行われている。

議題9及び10で扱われた案件は表2-1~4のとおりで（案件名の和訳は筆者による仮訳）、諮問機関・補助機関の勧告と政府間委員会での決議をあわせて示す。各案件の提案書は付属資料の画像や動画も含め、UNESCOの第9回政府間委員会関連ウェブサイト（<http://www.unesco.org/culture/ich/index.php?lg=en&pg=00574>）で閲覧可能である。

表2-1 緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表記載への提案案件（8件）

決議案	提案国	案件名	提案書 番号	勧告	決議
9.a.1	カンボジア	Kun Lbokkator (クン・ルボッカトール)	980	不記載	不記載
9.a.2	クロアチア	Traditional handwheel pottery-making in Potravlje and Veli Iz (ポトラリュエ及びヴェリ・イジュ村での伝統的な手ろくろによるやきもの作り)	964	不記載	取下げ
9.a.3	エチオピア	Wirshato festival (ヴィルシャト祭り)	953	不記載	取下げ
9.a.4	ホンジュラス	Oral traditions of Tolupanes from la Montaña de la Flor (モンタニャ・デ・ラ・フロールのトルバン族の口承)	950	不記載	取下げ
9.a.5	ケニア	Isukuti dance of Isukha and Idakho communities of Western Kenya (ケニア西部のイスカ族とイダコ族のイスクティ舞踊)	981	記載	記載
9.a.6	パキスタン	Promotion and preservation of Patiala Gharana, one of the ten gharanas (schools of thought) of classical music in Pakistan (パキスタンの伝統音楽の10のガラナ(思想の一派)のひとつであるパティアラ・ガラナの振興と保全)	1023	不記載	取下げ
9.a.7	ウガンダ	Male-child cleansing ceremony of the Lango of central northern Uganda (ウガンダ中北部のランゴの男児の洗浄の儀式)	982	記載	記載
9.a.8	ベネズエラ	Mapoyo oral tradition and its symbolic reference points within their ancestral territory (マヨボ語の口承と彼らの祖先の領地内の象徴的基準点)	983	記載	記載

各案件の提案書及び添付資料 URL <http://www.unesco.org/culture/ich/index.php?lg=en&pg=745>

表2-2 無形文化遺産保護のベスト・プラクティスへの選定提案案件（4件）

決議案	提案国	案件名	提案書 番号	勧告	決議
9.b.1	ベルギー	Safeguarding the carillon culture: preservation, transmission, exchange and awareness-raising (カリヨン文化の保護: 保全、伝承、交流及び認識の向上)	1017	選定	選定
9.b.2	ハンガリー	A Hungarian method of education for music and humanity: the Kodály concept (ハンガリーの音楽と人間性のための教育法: コダーイの構想)	962	非選定	取下げ
9.b.3	インドネシア	Creation of a cultural space for safeguarding, development and education in intangible cultural heritage at Beautiful Indonesia in Miniature Park (ビューティフル・インドネシア・ミニチュア・パークでの無形文化遺産の保護、発展及び教育のための文化空間の創設)	621	非選定	非選定
9.b.4	メキシコ	Xcaret, a model of conservation and dissemination of the natural and cultural heritage of Quintana Roo and Mexico (シカレ、キンタナ・ローとメキシコの自然及び文化遺産の保全と発信)	886	非選定	取下げ

各案件の提案書及び添付資料 URL <http://www.unesco.org/culture/ich/index.php?lg=en&pg=746>

表2-3 25,000ドル以上の国際的援助要請案件（2件）

決議案	提案国	案件名	提案書 番号	勧告	決議
9.c.1	アルバニア	Establishing and promoting the inventory of intangible cultural heritage in Albania (アルバニアの無形文化遺産のインベントリーの構築及び奨励)	974	不承認	不承認
9.c.2	スーダン	Documentation and inventory of intangible cultural heritage in the Republic of the Sudan (スーダン共和国の無形文化遺産の記録作成及びインベントリー化)	978	不承認	承認

各案件の提案書及び添付資料 URL <http://www.unesco.org/culture/ich/index.php?lg=en&pg=747>

表2-4 人類の無形文化遺産の代表的な一覧表への記載提案案件（46件）

決議案	提案国	案件名	提案書 番号	勧告	決議
10.1	アルジェリア	Ritual and ceremonies of Sebeiba in the oasis of Djanet, Algeria (アルジェリア・ジャネのオアシスにおけるスベイバの慣習と儀式)	665	情報照会	記載
10.2	アルゼンチン	Café culture in the neighbourhoods of Buenos Aires: rituals, practices and social relationships (ブエノスアイレスの近隣におけるカフェ文化—慣習、実践及び社会関係)	957	不記載	取下げ
10.3	アルメニア	Lavash, the preparation, meaning and appearance of traditional bread as an expression of culture in Armenia (ラヴァシュ、アルメニアの文化の表現としての伝統的なパンの調理、意味及び様子)	985	記載	記載
10.4	アゼルバイジャン	Traditional art and symbolism of Kelaghayi, making and wearing women's silk headscarves (ケラガイの伝統技能及び象徴性、女性用の絹のヘッドスカーフの製作及び着用)	669	記載	記載
10.5	バングラデシュ	Traditional art of Nakshi Kantha embroidery (ノクシカタ刺繍の伝統技能)	972	不記載	取下げ
10.6	ボリビア	Pujillay and Ayarichi, music and dances of the Yampara culture (プリヤイとアヤリチ、ヤンパラ文化の音楽と舞踊)	630	記載	記載
10.7	ボスニア・ヘルツェゴビナ	Zmijanje embroidery (ズミヤンジェ刺繍)	990	記載	記載
10.8	ブラジル	Capoeira circle (カポエイラの輪)	892	記載	記載
10.9	ブルガリア	Chiprovski kilimi (Chiprovtsi carpets) (チプロヴツキ・キリミ (チプロヴツキ絨毯))	965	記載	記載
10.10	ブルンジ	Ritual dance of the royal drum (王の太鼓の儀式舞踊)	989	記載	記載
10.11	チリ	Baile Chino (バイレ・チノ)	988	記載	記載
10.12	中国	Torch festival of the Yi people (彝族のたいまつ祭り)	654	情報照会	情報照会
10.13	クロアチア—マケドニア—セルビア—ルーマニア—モルドバ—トルコ	Spring celebration: Hidrellez or Saint George's day (春の祝祭：フドレルレズまたは聖ゲオルギオスの日)	1006	情報照会	情報照会
10.14	北朝鮮	Airang folk song in the Democratic People's Republic of Korea (北朝鮮の民謡アリラン)	914	記載	記載
10.15	エジプト	Tahtib, stick game (タフティーブ、棒を使ったゲーム)	992	不記載	取下げ
10.16	エストニア	Smoke sauna tradition in Võromaa (ウオロマーのスモークサウナの伝統)	951	記載	記載
10.17	フランス	Gwoka: music, song, dance and cultural practice representative of Guadeloupean identity (グウォカ：グアドループ人の独自性の表現としての音楽、歌、舞踊及び文化実践)	991	記載	記載
10.18	ギリシャ	Know-how of cultivating mastic on the island of Chios (ヒオス島でのコショウボク栽培のノウハウ)	993	記載	記載
10.19	インド	Traditional brass and copper craft of utensil making among the Thatheras of Jandiala Guru, Punjab, India (インド・パンジャブ州ジャンディアラ・グル集落のカテラスとよばれる職人集団の真鍮及び銅による用具製作技術)	845	記載	記載

10.20	イラン	Bārān Khāhi, rain-seeking rituals of Kaburān village, Tafresh (タフレッシュのカブラーン村の雨乞い儀式 バーラーン・カーヒ)	586	情報照会	情報照会
10.21	イタリア	Traditional agricultural practice of cultivating the ‘vite ad alberello’ (head-trained bush vines) of the community of Pantelleria (パンテレリア集落におけるヴィテ・アド・アルベレロ(頂部を整えた低木のブドウの木)栽培の伝統的な農業実践)	720	記載	記載
10.22	日本	Washi, craftsmanship of traditional Japanese hand-made paper (和紙 日本の手漉和紙技術)	1001	記載	記載
10.23	カザフスタン	Kazakh traditional art of Dombra Kuy (カザフのドンブラ・クイの伝統的な演奏技法)	996	記載	記載
10.24	カザフスタン -キルギス	Traditional knowledge and skills in making Kyrgyz and Kazakh yurts (Turkic nomadic dwellings) (キルギスとカザフスタンのユルト(チュルク民族の移動住居)製作の伝統的な知識と技能)	998	記載	記載
10.25	レバノン	Al-Zajal, recited or sung poetry (アル=ザジャール、暗唱される、または歌われる詩)	1000	記載	記載
10.26	マラウイ	Tchopa, sacrificial dance of the Lhomwe people of southern Malawi (ツショパ、マラウイ南部のロムウェ族のいけにえの舞踊)	999	記載	記載
10.27	マリ	Coming forth of the masks and puppets in Markala (マルカラの仮面と操り人形の出現)	1004	記載	記載
10.28	モーリシャス	Traditional Mauritian Sega (伝統的なモーリシャスのセガ)	1003	記載	記載
10.29	モンゴル	Mongolian knuckle-bone shooting (モンゴルのシャガイ(羊のくるぶしの骨を投げる占いや遊び))	959	記載	記載
10.30	モロッコ	Practices and know-how concerning the argan tree (アルガンの木に関する実践やノウハウ)	955	記載	記載
10.31	ニジェール	Practices and expressions of joking relationships in Niger (ニジェールの冗談関係に関する実践と表現)	1009	記載	記載
10.32	ナイジェリア	Ékpè (leopard) initiation society (エクペ(ヒョウ)のイニシエーション・ソサエティ)	685	不記載	取下げ
10.33	オマーン - UAE	Al-Ayyala, a traditional performing art of the Sultanate of Oman and the United Arab Emirates (アル=アッヤーラ、オマーン首長国及びアラブ首長国連邦の伝統的な芸能)	1012	記載	記載
10.34	ペルー	Festivity of Virgen de la Candelaria of Puno (プーノの聖母マリアの祝祭)	956	記載	記載
10.35	ポルトガル	Cante Alentejano, polyphonic singing from Alentejo, southern Portugal (カンテ・アレンテジャーノ、ポルトガル南部アレンテージョの多声歌唱)	1007	記載	記載
10.36	韓国	Nongak, community band music, dance and rituals in the Republic of Korea (農樂、韓国の地域社会の楽団による演奏、舞踊及び儀式)	717	記載	記載
10.37	ルーマニア	Processions to the monastery of Moisei for the Dormition of the Virgin Mary (聖母マリア昇天祝賀のためのモイゼイの大聖堂への行列)	866	不記載	取下げ
10.38	サウジアラビア	Alardhah Alnajdiyah, Saudi Arabia dance, drumming and poetry (アル=アラダン・アル=ナジドヤー、サウジアラビアのダンス、太鼓と詩)	1013	不記載	情報照会
10.39	セルビア	Slava, celebration of family saint patron’s day (スラヴァ、家族の守護聖人の日の祝賀)	1010	記載	記載

10.40	スロバキア	Radvaň fair (ラドヴァンの市)	1015	不記載	取下げ
10.41	スロベニア	Skofja Loka Passion play (シュコーフィア・ロカのキリストの苦難の劇)	1014	不記載	取下げ
10.42	スペイン	Tamboradas drum-playing rituals (タンボラーダスの太鼓演奏の儀式)	704	情報照会	情報照会
10.43	マケドニア	Kopachkata, a social dance from the village of Dramche, Pijanec (コパチュカタ、ピジャンェツのドラムチェ村の社交ダンス)	995	情報照会	記載
10.44	トルコ	Ebru, Turkish art of marbling (エブル、トルコのマーブル技法)	644	記載	記載
10.45	ウズベキスタン	Askiya, the art of wit (アスキヤ、ウィットの技能)	971	記載	記載
10.46	ベトナム	Vi and Giã folk songs of Nghệ Tĩnh (ゲティンの民謡ヴィとザム)	1008	記載	記載

各案件の提案書及び添付資料 URL <http://www.unesco.org/culture/ich/index.php?lg=en&pg=748>

2-2 締約国からの報告 (議題5)

条約の履行状況及び代表一覧表記載案件の状況に関する報告 (議題5.a) について事務局から、提出された報告のほとんどが、締約国が事務局から訂正を求められたため、提出期限に間に合わなかったことが報告された。これに対し、委員国は事務局の締約国の教育や、締約国とのコミュニケーションに果たす役割を高く評価した。一方で委員国は、締約国の経験不足や、案件の記載や採択への提案書に比較して定期報告の作成が軽視されている傾向を指摘し、事務局だけでなく、UNESCOの現地事務所やカテゴリー2センターによる締約国への支援を求めた。事務局からは、キャパシティビルディングは長期的な解決方法であること、aide-mémoire⁴⁾ やチェックリストの配布、提出された定期報告に対するフィードバックは個別的支援となりうる。しかし同時に、報告を提出するかどうかは締約国が決めることで、事務局側から動機を与えることはできない点を指摘した。

ところで、アルメニアの定期報告の提出に対して、アルメニアと20年余りにわたって戦争状態にあるアゼルバイジャンから自国の案件が含まれているとの書簡が送られ、アルメニアからこれに反論する書簡が提出される事態となった。このような事態は過去に例がないことから、対処する方針策定のための協議を次回以降行うよう事務局から提案されている。

2-3 事務局の活動と国際支援 (議題6、7)

UNESCOの無形文化遺産担当の事務局の活動報告 (議題6) では、部局の統合を行い、あわせて、世界遺産条約などを含めたUNESCOの文化関連条約を共通して扱う諸条約共通の部門 (Conventions Common Services (CCS)) を設立したことが報告された。CCSの設立に関しては議題13hでも扱われている。また、事務局では財源と人的資源が不足しており、効率的な業務の実施や費用削減の努力も行っている一方、先述したように締約国から提出される定期報告の不備などのため、フィードバックが多く必要とされているとの指摘もあった。本議題における委員国からの意見の多くは、提案書作成や無形文化遺産の保護の手段 (インベントリー作成、法的枠組み、組織的枠組み) についてのキャパシティビルディングに関するもので、この点において事務局の果たしている役割を評価し、UNESCOの現地事務所やカテゴリー2センターとの連携を含めた支援の強化を求める意見が出された。また、

ネパールとサモアはこの分野での日本の支援に言及した。

無形文化遺産基金への自発的な追加的貢献（議題7）でも、キャパシティビルディングの重要性が強調された。

2-4 評価機関（Evaluation Body）の設立について（議題11、12、14）

2013年の第8回政府間委員会での審議、2014年の締約国総会での決議を経て運用指示書が改訂され、認定NGO6名、委員国ではない締約国の専門家6名の合計12名による単一の評価機関が、これまでの諮問機関・補助機関の役割を果たすことが決まった。そこで議題11において、複数の候補があがった選挙グループについて秘密投票が行われ、評価機関を構成する12名が選出された。このうち、アジア太平洋地域の選挙グループIVでは岩崎・グッドマン・まさみ氏（北海学園大学、文化人類学者）が締約国からの専門家として選出された。また、通常は任期が4年であるが、制度の開始初年のため3名ずつ任期が1年～4年と異なるところ、グループIVの締約国専門家である岩崎氏の任期はくじ引きにより2年となった。

また、評価機関が2016年～2017年サイクルで扱う提案書の総数について、前のサイクルと同様に年50件のシーリングがかけられることとなった（議題12）。

さらに、評価機関を構成する可能性のある認定NGOの適格性の評価（議題14）について、評価に時間を要することから政府間委員会での審議を2年に1度⁵⁾とする提案が事務局からなされ、承認された。

2-5 運用指示書（Operational Directives）の改訂について（議題13）

代表一覧表記載提案に対する情報照会オプションは、2011年の第6回政府間委員会から導入された。補助機関から情報照会オプションの適用条件とされる提案書の「技術的詳細の不足」の定義が不明確で、適用には困難があるとの指摘があり、2013年の第8回政府間委員会でその廃止が提案された。しかし、提案された案件に関係するコミュニティを落胆させないための「丁寧なノー」としての必要性を主な理由に存続が決議された経緯がある。今回、議題13.cで、不記載オプションの廃止及びそれに伴う4年の提案禁止期間の廃止、緊急保護一覧表への情報照会オプションの導入が提案された。これに対し委員国から、人権侵害を伴うなど無形文化遺産保護条約上の無形文化遺産ではない案件に対しては不記載のオプションが必要であること、技術的な詳細の不足と内容（substance）の不備との区別があいまいであることから、翻って情報照会オプションを内容の不備にまで適用してはどうかとの提案がなされた。そこで、提案禁止期間の撤廃と緊急保護一覧表への情報照会オプションの導入とともに、再定義した上での情報照会オプションの存続が採択された。

文化関連条約の会合の統合の締約国にとっての長所と短所（13.g）では、外部監査で提案された費用削減策のひとつである、UNESCOの他の文化関連条約の会合との統合の可能性に関する検討結果が示された。会合ごとに対応する専門家が異なる場合、統合しても費用削減にはつながらない。また週末をはさむことで滞在日数が延びて費用負担は増加し、専門家の本国の不在期間が延びれば、彼らの帰国後の業務的な負担が増大する。さらに、現在は締約国が会合をホストすることで費用の削減が図

られているが、文化関連条約の会合を統合すると毎回UNESCO本部での開催となり、その効果が得られなくなる。以上のような理由から、会合の統合による利点は少なく、他により有効な手段があると結論づけられた。なお、第38回世界遺産委員会でも同様の検討が行われ、会期と開催場所の問題があり、利点はないとされている（議題番号 38 COM 5F.1）。

2-6 第10回政府間委員会の開催地、ビューローメンバーの決定（議題15、16）

第10回政府間委員会についてはナミビアが招聘・開催を希望したため、2015年11月30日（月）～12月4日（金）にナミビアで開催することが決議された（議題15）。ビューローメンバー（議題16）は、議長がTrudie Amulungu大使（ナミビア）、副議長国がベルギー（グループI）、ハンガリー（グループII）、ブラジル（グループIII）、インド（グループIV）、ナイジェリア（グループV(a)）、チュニジア（グループV(b)）、ラポラトゥールがAhmed Aly Morsi氏（エジプト）と決まった。

3. 委員会で示された課題、及び無形文化遺産保護条約履行に関する今後の取り組み

ここでは、第9回政府間委員会の審議で示されたいくつかの課題を取り上げ、その意味と今後の展望について述べる。

3-1 代表一覧表記載提案・審議に関する手続きの変更とその影響

2-5で述べたように、代表一覧表記載提案に対する情報照会オプションが再定義され、あわせて不記載オプションの適用がより限定的なものとなった。このことにより、記載、情報照会と不記載との区別がより明確となり、評価機関が評価を行う上での困難は減るのではないと思われる。また、4年の再提案禁止期間が廃止されたこととあわせ、「情報照会」という「不記載」に比べていわば「軽い」表現となったことで、当該評価を受ける締約国の心理的抵抗が軽くなり、肯定的でない勧告を受けた案件の取り下げが減って評価内容の記録が公式に残り、再提出される提案書の内容の改善につながることも事務局などから期待されている。一方で、情報照会勧告であれば委員会の場で覆せるのではないかとの考えから、案件を提案した締約国の委員国への働きかけの活発化、審議時間の長時間化が懸念される。

また今回、評価機関の構成員が正式に決定されたことで、次のサイクルから、単一の評価機関が緊急保護一覧表、ベスト・プラクティス、25,000ドル以上の支援要請も含めた全ての提案の評価・勧告を行うことになる。今回までは委員国の専門家により構成される補助機関が勧告を行っていたことで、一部には委員会で自らの意見を覆す補助機関構成国もあったとはいえ、自らの代表が行った勧告を覆すことに対するある程度の躊躇が働いているように思われた。この状況は世界遺産委員会での、独立の専門家集団である諮問機関（Advisory Body）の勧告をことごとく覆そうとする、現在の一部の委員国の挙動とは大きく異なる。次回から勧告を行うことになる評価機関は、委員国以外の専門家と認定NGOから構成される。このような、自らの代表ではない機関による勧告となることで、勧告に対する委員国の態度の変化が予想される。より具体的に言えば、記載や採択以外の勧告を覆し、肯定

的な決議に移行しようとする一部の委員国の圧力が現在よりも強まり、これまで無形文化遺産保護条約が注意深く回避してきた、悪い意味での「世界遺産委員会化」が進むことも懸念される。

政府間委員会で発言するのはUNESCO代表部の大使など、世界遺産委員会と同一の人物の場合もあるためか、評価機関や諮問機関（無形文化遺産の場合は「Consultative Body」）について「諮問機関（Advisory Body）」など世界遺産委員会と用語を混同する事例も耳にした。また、推薦書に「独自の（unique）」「正統的な（authentic）」「傑作（masterpieces）」など、世界遺産一覧表記載推薦にあたっては必須の要素であるものの、無形文化遺産の代表一覧表への提案書では使用してはならないとされる単語がしばしば用いられていることも、補助機関から指摘されている。消滅の危機に瀕した文化遺産の保護がいずれの条約でも目的とされている。一方で、代表一覧表の目的は無形文化遺産の多様性を増すことであり、価値の高い無形文化遺産を選び出すことではない。締約国・委員国とも世界遺産条約との差異を十分に認識したうえで、条約を履行する必要があるのではないか。そのために、政府機関関係者もUNESCOの文化遺産関連条約や無形・有形の文化遺産の研究者と十分な情報交換を行ったうえで、推薦書の作成や政府間委員会・締約国総会へ臨む必要があると考える。

3-2 「文化の多様性」と条約上の無形文化遺産であるか否かの判断

2-1で述べたように、代表一覧表への記載提案に関して補助機関から、衝突や戦争に関連する事柄や、動物の利用に対する解釈についての課題が指摘されていた。衝突や戦争に関連する案件に関しては誤解を与えないよう細心の注意を払うべきであり、動物を食糧や儀式に用いることと、娯楽として用いることは区別すべきで、地域内や国内では問題がなくても国際的には誤解を生じることがある、という趣旨である。しかし、特に後者に関して抱く人々の感情は多様である。日本にも闘牛や闘犬が行われている地域がある。クモやカブトムシといった昆虫を競わせることは、子供の遊びとして各地に存在する。自分たちが属していないコミュニティで否定的にとらえられるからといって、それらを条約上の無形文化遺産ではないとしなければならないのであれば、それこそが文化の多様性を否定することにもなりかねない。先述の中国の提案による案件では決議案にあった「残酷な（violent）」という単語が、複数の委員国の反対によって決議では削除された。案件における動物の利用の解釈について慎重であるべきというのであれば、このような、一方的な価値観の表明ともなりうる単語の利用にも慎重であるべきと考える。

3-3 無形文化遺産保護条約履行におけるキャパシティビルディングの必要性

専門的能力の向上のためのキャパシティビルディングについて、提案書の作成そのものについてはもちろんのこと、無形文化遺産の認識やインベントリー作成などの、提案書の作成に伴う調査、保護に携わる組織設立を含む公的保護の枠組みや法律といった、保護の手段の確立に関する支援の必要性が関連するさまざまな議題で指摘されていた。

提案書の作成については、過去に記載が成功した案件からの、各案件の個別性を考慮しない単純なコピーアンドペーストの横行、各記載基準に該当する理由を決められた単語数で記入すべく定められている推薦書の欄の無意識な、あるいは単語数制限を回避するために意図的に行ったともとれるよう

な誤りなど、多くの問題が指摘されている。関連した調査研究や環境整備に対しては、日本の役割に言及されることもあった。その内容はUNESCO日本信託基金などを活用した経済的支援を含んでいたが、もちろん日本の役割は経済的支援にとどまるものではない。むしろ、上記のような文化遺産保護の技術的な側面がより重要で、経済的な支援は技術的支援と組み合わせることでより大きな効果を発揮する。国際支援との関連において無形文化遺産条約履行に果たす日本の役割についても検討し、支援の実現に向けて取り組む必要があると思われる。

3-4 議事進行に対して感じられた不透明性

ところで、決議の行方に影響を及ぼしたと感じた事柄に、議長の議事進行がある。代表一覧表への記載への推薦に関する審議では、補助機関から情報照会が勧告されたいずれの案件についても、複数の委員国から補助機関の勧告を覆し記載を支持する発言があった。このうち4件は情報照会決議にとどまったものの、記載が決議された案件も2件あった。当初は、議長の方針として提案支持の意見表明はさせるに任せるものの、決議案は覆させないとの方針を取っているように見えた。推薦した締約国から記載を支持した委員国の数を明らかにするよう求められても、投票を行ったわけではないとして議長が拒否したうえで、多数の支持を得られていないと主張する場面もあった。しかし、数カ国による記載支持の意見表明の後、多数の支持を得られたとして記載が決議された案件もあった。傍聴していた限り、記載支持の発言を行った委員国の数などについて両者の差異はあまり明確ではないように思われ、議長の恣意的とも取れる議事進行には不透明性を感じざるを得なかった。政府間委員会での決議はコンセンサスによるのが原則とはいえ、議長の判断基準が客観的に確認できないのは問題である。今後同様の事態が発生しないよう、事務局による議長や委員国向けのガイダンスの充実が必要ではないだろうか。

4. おわりに

ここでは、無形文化遺産の保護に関する第9回政府間委員会での議論の概要と、議論から見えた課題及び課題への対応について簡単に述べた。無形文化遺産の保護に関する政府間委員会とともに筆者が調査の対象としている世界遺産委員会に比べ、事務局や補助機関、諮問機関と委員国との対立関係は顕著ではなく、多くの委員国はむしろ協力的・同情的であるように見えた。一例を挙げれば、世界遺産基金は無形文化遺産基金と同様厳しい財政状況にあるが、各締約国の拠出金の分担割合に著しい不均衡があるにもかかわらず、少額の拠出金しか分担していない締約国の反対が大きいために、拠出金最低額の引き上げは実現していない。一方、無形文化遺産の保護に関する政府間委員会では、委員国から各締約国の貢献の増大の必要性を指摘する意見表明がある一方で、負担増に対するあからさまな反対意見は聞かれることはなく、事務局が厳しい財政的環境においてもその役割を果たすべく努力していることが認識されている印象を持った。

たしかに、委員国の中には、地元の地域社会の感情をいわば「錦の御旗」にいかなる案件も一覧表に記載しようとの発言を行うものもあった。筆者は提案書一辺倒の、その場での説明を一切認めない

という立場をとるものではない。補助機関が提案書を正確に読みこめず、誤解に基づいた勧告を行った場面も目にしている。しかし、政府間委員会での書類の不備の挽回はあくまでも限定的であるべきだと考える。それは、以前別の記事⁶⁾でも述べたように、提案書作成は単に書類の形式を整えるだけでなく、無形文化遺産を正しく認識する過程であると考えからである。この点を認識して各締約国が条約の履行にあたることで、無形文化遺産保護条約が国威発揚ではなく、多様な文化遺産を知るという本来の役割を果たすことが可能になると考える。

無形文化遺産保護条約の成立にあたっては、日本政府関係者や無形文化遺産の専門家は主要な役割を果たした。成立から10年あまりが経ち、変化の途上にある条約の原則を保つうえで、日本の専門家の果たす役割は現在でも大きいと感じている。

《注》

- 1) それまでに「人類の口承及び無形文化遺産に関する傑作の宣言（傑作宣言）」の対象となった案件も代表一覧表に移行されたため、記載案件の総数は314件である。
- 2) 通常は、委員国のひとつが委員会を招聘・開催するが、委員国から委員会招聘の提案がなかったため、前回の第8回政府間委員会における事務局の提案によって、UNESCO本部での開催が決まったものである。
- 3) アフリカ地域はアフリカ大陸全体ではなく、アフリカ大陸のうち、北アフリカのアラビア語圏を除いた地域を指す。
- 4) aide-mémoireは「備忘録」を意味する。第8回政府間委員会でのその編纂が要望された。提案に関する補助機関や諮問機関、委員会による過去の勧告や教訓、所見をまとめ、締約国が提案書作成に役立てるためのもの。
- 5) 締約国総会が偶数年に開催されるため、その前年の奇数年である。
- 6) 二神葉子（2014）無形文化遺産の保護に関する第八回政府間委員会での議論の概要について、月刊文化財、平成26年5月号、pp. 17-22

Topics of the Ninth Session of the Intergovernmental Committee for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage and Issues Raised through Discussions

FUTAGAMI Yoko

The ninth session of the Intergovernmental Committee for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage was held at UNESCO Headquarters from 24 to 28 November, 2014. During the session, 34 elements of intangible cultural heritage were inscribed on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity (Representative List). The inscribed elements included “Washi, craftsmanship of traditional Japanese hand-made paper.” With this nomination papermaking craftsmanship for Hon-minoshi and Hosokawa-shi were added to that of Sekishu-Banshi, papermaking in the Iwami region of Shimane Prefecture. This was the first time that a State Party had added elements to its already inscribed intangible cultural heritage on the Representative List.

One of the big issues discussed at the Committee was whether the referral option for the files nominated for inscription on the Representative List should be redefined or not. Referral option has been used since 2011 for the evaluation of nomination files that lack “technical details.” The Subsidiary Body, however, repeatedly suggested that lack of technical details is not clearly defined, and that they experienced difficulty in implementing that option. At this Committee, application of referral option was broadened to include lack of substance on the nomination files. Usage of non-inscription option was accordingly limited to elements that could not be considered intangible cultural heritage as defined by the Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage. Another big topic discussed was the establishment of the single Evaluation Body substituting the existing Subsidiary Body and Consultative Body. The Evaluation Body would evaluate and give recommendation to nominations for inscription on the List of Intangible Cultural Heritage in Need of Urgent Safeguarding and on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity, to proposed programmes, projects and activities that best reflect the principles and objectives of the Convention, and to international assistance requests greater than US\$25,000. It would be comprised of six individual specialists from the States Parties other than the Committee Members and six accredited NGOs. Different from the current Subsidiary Body, the Evaluation Body would not represent the Committee Members. Combined with the redefinition of the referral option, greater pressure from the Committee Members could be a matter of concern to abort the referral recommendation to inscribe any nominated element.

In addition, necessity of capacity building for the States Parties was repeatedly emphasized. As

UNESCO's Secretariat reported, most of the nomination files that the States Parties submitted had missing or incorrect information and had to be sent back to their respective nominating States Parties. This was due to lack of experience with document preparation as well as an imperfect system for documenting intangible cultural heritage that should be protected. States Parties should avoid seeking merely to inscribe an element on the Representative List. Support is needed to create a framework for identification and protection of differing intangible cultural heritage. This is, after all, the initial goal of creating a nomination file. Japan can play a role in providing this support.